

1 策定の経緯

国土利用計画岩手県計画は、国土利用計画法に基づき、本県の土地利用の基本的な方針を定める計画であり、平成28年7月に策定した第五次県計画の目標年次が令和7年であることから、令和17年を目標年次とする第六次県計画を策定するもの。

時期	内容
令和7年2月3日	審議会開催 : 諒問
6月16日	審議会特別委員会開催 : 方向性、骨子案審議
9月1日	審議会特別委員会開催 : 目標面積、素案審議
9月17日	審議会開催 : 素案審議、答申
	素案とりまとめ、県議会への素案の報告
令和8年1月 ^{12月～}	素案に対するパブリック・コメント実施、市町村意見聴取
2月	最終案とりまとめ

2 パブリック・コメントの実施状況

(1) 実施期間

令和7年12月9日（火）から令和8年1月8日（木）まで

(2) 意見の提出状況

意見の提出なし

3 市町村意見聴取の結果

(1) 意見聴取

国土利用計画法第7条第3項の規定により意見を聴取

(2) 意見の提出状況

意見提出：4件（3市）

(3) 意見の反映状況

- 最終案に意見を反映 : 2件
- 意見と計画案の趣旨が同一 : 1件
- 取組の実施段階で参考 : 1件

4 最終案について

(1) 素案からの主な変更点

該当箇所	修正内容	頁
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要 (2) 地域別の概要 ア 県央地域	<ul style="list-style-type: none">・ 広域交通の利便性が高いこと、物流拠点の整備について記載を追加	13
素案	最終案	
県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、本県はもとより北東北3県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。 そのため、学術研究機能の集積を生かしたIT産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。	県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積しており、 <u>広域交通の利便性が高いことから</u> 、本県はもとより北東北3県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。 そのため、学術研究機能の集積を生かしたIT産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を <u>促進するほか、北東北の物流を支える拠点の整備に向けて関係機関と連携して取り組みます。</u>	

該当箇所	修正内容	頁
1 県土の利用に関する基本構想 (4) 地域類型別の県土利用の基本方向 イ 農山漁村	<ul style="list-style-type: none"> 国の重要文化的景観に「遠野土淵山口集落」を追加 「一関本寺地区」を正式名称に修正 	8
素案	最終案	
本県には、国の重要文化的景観にも選定されている <u>一関本寺地区や胆沢扇状地</u> の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、	本県には、国の重要文化的景観に選定されている <u>「一関本寺の農村景観」及び「遠野土淵山口集落」や、胆沢扇状地</u> の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、	

- (2) 最終案の概要：資料3－2
 (3) 最終案 : 資料3－3

5 今後のスケジュール

- | | |
|------|-----------|
| 3月中旬 | 県議会へ最終案報告 |
| 3月末 | 計画策定、公表 |

「国土利用計画岩手県計画（第六次）」（最終案）の概要

はじめに

1 策定根拠：「国土利用計画法」第7条第1項

2 位置付け：県土の利用に関する基本構想

1 県土の利用に関する基本構想

（1）県土の状況

- ・県土の利用状況（令和5年）：農地9.6%、森林76.4%、道路3.1%、宅地2.4%ほか
- ・第五次県計画期間中、農地、森林が減少し、道路、宅地、荒廃農地等が増加

（2）県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

- ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退
 ・所有者不明土地や空き家の増加による、土地利用の効率の低下や管理水準の低下が懸念
- イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応
 ・地震温暖化等の影響による、極端な降水による水害、土砂災害の頻発化・激甚化が懸念
- ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応
 ・自然環境の悪化や生物多様性の損失による、土壤の劣化や水質の悪化、水循環の変化、暮らしを支える生態系サービスへの影響が懸念
- 〔ア～ウに共通する課題〕
 ・デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決

（3）県土利用の基本方針

- ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理
 ・所有者不明土地や空き家等の有効利用による土地利用の効率化
 ・優良農地の確保、荒廃農地の発生防止と効率的な利用
- イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理
 ・土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導
 ・事前防災・事前復興の観点から地域づくり
- ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理
 ・ネイチャーポジティブに向けた取組促進による広域的な生態系ネットワークの形成
 ・カーボンニュートラルの実現に向けた地域共生型の再生可能エネルギー導入促進

〔ア～ウに共通する基本方針〕

- エ 県土利用・管理DX
 ・デジタル技術の活用による県土利用・管理の効率化・高度化
- オ 官民連携と多様な主体参加による県土の適正な管理を推進
 ・民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進

（4）地域類型別の県土利用の基本方向

都市	災害ハザードエリアの開発抑制、都市機能・居住の中心市街地への誘導
農山漁村	集落機能の維持・強化による良好な県土管理
自然保護地域	原生自然や重要生息地の保全・再生、生物多様性の保護、ネイチャーポジティブの実現に向けた支援体制の構築

（5）利用区分別の県土利用の基本方向

農地	優良農地の確保と荒廃農地の解消、スマート農業の加速化による生産性の向上
森林	カーボンニュートラルや生物多様性の保全に向け、多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進
原野等	湿原や草原の保全・再生、原野等の適正利用
水面・河川・水路	河川の整備と適切な管理、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成の促進による良好な水辺空間の保全・創出
道路	予防保全型維持管理の推進、老朽化した施設の再編・強靱化
住宅地	災害リスクに配慮した中心市街地への誘導、低未利用土地や空き家の活用、
工業用地	環境の保全等に配慮しつつ自動車関連産業・半導体関連産業等に必要な用地を確保
その他の宅地	郊外への無秩序な拡大を抑制し、適正な場所への立地を確保
公共施設用地等	公共施設への再生可能エネルギー導入の推進、防災機能の強化
沿岸域	藻場等のブルーカーボン生態系など生物多様性の確保

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別概要

（1）規模の目標

- ・基準年次：令和5年
- ・目標年次：令和17年

(単位: km²、 %)

利用区分	令和5年	令和17年	構成比	
			5年	17年
農地	1,471	1,423	9.6	9.3
森林	11,727	11,726	76.7	76.7
原野等	90	90	0.6	0.6
水面・河川・水路	333	333	2.2	2.2
道路	469	482	3.1	3.2
宅地	365	382	2.4	2.5
住宅地	234	239	1.6	1.6
工業用地	20	22	0.1	0.1
その他の宅地	111	121	0.7	0.8
その他	820	839	5.4	5.5
合計	15,275	15,275	100.0	100.0

（2）地域別の概要

県央地域

- ・IT産業、ものづくり産業の基盤整備
- ・スマート農業による省力・高品質生産を実現し、持続可能な農業生産活動を推進による農地の適切な利用と確保

県南地域

- ・自動車・半導体関連産業等の基盤整備
- ・企業的経営体が中心となった効率的な生産の取組を推進による農地の適切な利用と確保

沿岸地域

- ・地域農業をけん引する経営体の育成、新規就農者の確保による農地の適切な利用と確保
- ・港湾活用型産業や県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の基盤整備

県北地域

- ・革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進による農地の適切な利用と確保
- ・港湾等の地域特性を生かした企業誘致や産業集積ための基盤整備

3 2に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要

（1）土地利用関連法制等の適切な運用

- ・土地利用の計画的な調整による、県土資源の適切な管理

（2）土地の有効利用・転換の適正化

- ・所有者不明土地等の低未利用土地や空き家の有効活用、農地や森林等から宅地等への転換の抑制
- ・農地の無秩序な利用転用の抑制、優良農地を確保
- ・森林の利用転換による災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下の防止

（3）県土の保全と安全性の確保

- ・土地本来の災害リスクを踏まえた災害リスクの低い地域への立地誘導
- ・森林整備を通じた森林の有する多面的機能の維持・向上、保安林の適切な配備及び保全管理

（4）自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

- ・森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成
- ・グリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を保全・活用した防災・減災
- ・地域共生型の再生可能エネルギー導入や交通整備を通じ、脱炭素社会の実現に向けた土地利用を推進
- ・廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)+Renewable(再生可能な資源への置き換え)の一層の促進による循環型社会の形成
- ・自然資源を活かした地域活性化による自然環境の保全へ再投資、保護と利用の好循環の実現

（5）持続可能な県土管理

- ・農業生産基盤の整備、農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約の推進
- ・荒廃農地の実態を把握、営農再開・保全管理・非農業的利用等の取組支援
- ・森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けた森林資源の適正な利用・管理

（6）多様な主体による県土利用・管理の推進

- ・多様な主体の参画による森林や農地の保全や地元農産品の購入などの間接的な取組を通じて、県土の有効利用を推進

（7）県土に関する調査の推進

- ・県土の基礎調査や分布情報等の整備を通じ、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理を促進

（8）計画の効果的な推進

- ・指標の活用や県土の状況や変化の分析による課題の把握、効果的な施策の展開

国土利用計画岩手県計画

－第六次－

(最終案)

令和8年2月
岩 手 県

目 次

はじめに	1
1 県土の利用に関する基本構想	1
(1) 県土の状況	1
(2) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題	1
(3) 県土利用の基本方針	3
(4) 地域類型別の県土利用の基本方向	6
(5) 利用区分別の県土利用の基本方向	8
2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要	12
(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	12
(2) 地域別の概要	13
3 2に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要	17
(1) 土地利用関連法制等の適切な運用	17
(2) 土地の有効利用・転換の適正化	17
(3) 県土の保全と安全性の確保	18
(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	19
(5) 持続可能な県土管理	22
(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進	23
(7) 県土に関する調査の推進	23
(8) 計画の効果的な推進	23
別表	24

はじめに

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、岩手県の区域について定める国土の利用に関する基本的事項についての計画（以下「県計画」という。）であり、全国の区域について定める国土の利用に関する計画（以下「全国計画」という。）及び県内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（以下「市町村計画」という。）とともに同法第4条の国土利用計画を構成し、県土の利用に関しては県の計画の基本となるとともに、市町村計画及び岩手県土地利用基本計画の基本となるものです。

1 県土の利用に関する基本構想

（1）県土の状況

ア 県土の概要

本州一の広大な面積を有する本県は、内陸部の大部分は山岳丘陵地帯で占められ、県の西部の秋田県境には奥羽山脈が走り、これと並行して東部には北上高地が広がっています。また、沿岸部は、宮古以南では北上高地の山すそが太平洋に落ち込み、入り江と岬の入り組んだリアス海岸を形成しており、宮古以北では隆起した海岸段丘が発達し、海岸線も南部に比べて直線的となっています。本県は、それらの変化に富んだ地勢の中で、豊かで多様な自然と美しい景観に恵まれています。

県土は、森林が約8割を占めており、可住地面積割合は約2割となっています。主な可住地は北上川流域や北上高地、沿岸部などの平野や盆地となっており、特に北上川流域に人口の6割以上が集中している状況にあります。

イ 県土利用の状況

令和5年における県土利用の状況をみると、農地が9.6%、森林が76.4%、原野等が0.6%、水面・河川・水路が2.2%、道路が3.1%、宅地が2.4%、その他が5.7%となっています。

また、第五次県計画の基準年次である平成25年から現況年次の令和5年までの間に、農地、森林が減少し、道路、宅地等への転換がなされるとともに、荒廃農地等その他面積が増加しています。

（2）県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

今後の県土の利用を計画するに当たっては、次のような基本的条件の変化を考慮し、その課題に取り組んでいく必要があります。

その際、多様な主体の関わりの増大、地方分権やグローバル化の進展、財政的制約等の背景についても、考慮する必要があります。

ア 人口減少・高齢化等を背景とした県土の管理水準の悪化と地域社会の衰退

本県の人口は、平成9年以降減少し続けており、令和6年（2024年）の人口は約114万人と、平成9年（1997年）と比べ約28万人減少しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、今後も減少が続き、令和17年（2035年）には100万人を割り込むと予測されています。

また、生産年齢人口や年少人口が減少する一方、高齢者人口が増加し、今後も人口構造が大きく変化していくことが見込まれています。

とりわけ、中山間地域や東日本大震災津波で被災した地域において、人口減少が加速しています。

このような人口動態の変化は、土地需要の減少のみならず、県土の利用や管理に大きな影響を与えます。

人口減少の進行によって、市街地の人口密度の低下や中心市街地の空洞化が進行するとともに、所有者不明土地等の低未利用土地¹や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下や管理水準の低下が懸念されます。

また、農山漁村では、農地管理の担い手減少による農地の管理水準の低下や荒廃農地の増加も懸念されます。

森林においては、必要な施業が行われないことにより、土砂災害防止や水源かん養、木材生産等の機能低下を招き、県土の保全や水循環、木材の安定供給等にも大きな影響を与えるおそれがあります。

このため、本格的な人口減少社会において、県土の適正な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。

イ 大規模自然災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

平成23年に発生した東日本大震災津波の経験を踏まえ、自然災害に対する県土の安全性強化の要請が一層高まっています。特に、沿岸被災地においては、安全で安心な防災都市・地域づくりが急務となっています。

地球温暖化等の気候変動の影響により、本県においても、豪雨による被害が発生しており、極端な降水による水害、土砂災害の激甚化・頻発化が懸念されます。

加えて、雪崩の発生等による集落の孤立、集中的な降雪による交通障害、空き家の倒壊等による被害の発生など雪害による悪影響も懸念されます。

さらに、近年、日本全体で火山災害が頻発しており、活火山を有する本県において、一度大規模な火山噴火が発生すると、甚大な被害が広域かつ長期に及ぶことも懸念されます。

このため、防災・減災対策を推進とともに、安全性を計画的に高めていく県土利用を図ることが求められています。

都市部においては、都市型水害等に対する脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応などの課題が残されています。

また、土地境界が不明確な状況や人口減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、土地取引の円滑化、災害復旧の迅速化、土地の有効利用の妨げになるおそれもあります。

安全・安心は、すべての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、東日本大震災津波の経験も踏まえながら、災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる県土の構築に向けた強靭化の取組を県土利用・管理の点からも進めていくことが重要です。

ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応

地球温暖化等の気候変動や社会経済活動の拡大に伴い、良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失が続いている。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壤の劣化や水質の悪化、水循環の変化、暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。

また、再生可能エネルギーの導入促進が求められるなか、太陽光パネルや風力発電の風車の安全性、災害の発生、景観や環境への影響、将来の廃棄等に対する地域の懸念が顕在化し、地域社会との共生が課題となっています。

¹ 居住の用、業務の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる土地。

そのため、2050年カーボンニュートラル²や2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標³」に向けて、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ⁴」の考えに根ざした県土利用・管理を進めていくことが重要です。

また、人口減少は開発圧力の減少等につながることから、この機会を捉え、生物多様性の確保や過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境を保全・再生し、自然の生態系に戻す努力が必要です。

今後、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた里地里山等においては、人口減少、産業構造の変化等による土地への働きかけの減少により自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等も懸念されます。

さらに、本県は、美しい農山漁村の集落やまちなみ、平泉や橋野鉄鉱山をはじめとする優れた歴史的・文化的遺産等を有しており、これらの美しい自然と多彩な文化を育む個性豊かな県土を将来世代へ継承するとともに、その活用により地域の魅力を高めていくことが重要です。

これらのアヘウに共通して、デジタルを徹底活用した官民連携による地域課題の解決を図ることにより、豊かさを実現し、人々が安心して住み続けられる地域づくりを進めることができます。

(3) 県土利用の基本方針

県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、県土を適正に利用するための総合的な計画としての本計画の位置づけは引き続き重要です。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

そこで、(2)で示した課題に取り組むため、本計画は、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」とそれらに共通する「県土利用・管理DX⁵」、「多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理」の5つを基本方針とします。

ア 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理

人口減少が加速するなかで、発生する低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることができます。特に中山間地域や都市の縁辺部においては、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、放牧や計画的な植林等により草刈りや見守り程度の粗放的な管理や最小限の管理を導入することが必要です。

また、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や空き家の発生抑制、適切な管

² 温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

³ 2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブの実現に向か、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

⁴ 自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。

⁵ Digital Transformationの略。デジタル化を手段として、既存の価値観や枠組みを見直す変革を行い、課題解決や新しい価値を創造すること。

理、除却により周辺地域への悪影響を防止します。

さらに、所有者不明土地対策と空き家対策の連携の強化など、効率的かつ効果的な対策の充実・強化を図ることが重要です。

その際、地域の状況や被災地における復興の状況も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の無秩序な拡大を抑制します。

都市の中心部では、低未利用土地や空き家を有効利用することなどにより、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。

また、適切な管理が行われていない空き家については、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。

一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。

また、ひとつの地域だけで十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を享受する取組を進めるほか、市町村界にとらわれない柔軟なエリアをベースに、機能・役割の分担・連携を推進します。

農地については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的かつ適切に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。

森林については、森林経営計画や森林経営管理制度を活用した経営管理の集約等による適切な管理を通じて、県土の保全、水源のかん養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。

その際、都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合的かつ一体的な管理等により、効率的に健全な水循環の維持又は回復を図ります。

また、カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、大規模太陽光発電設備に対する将来の設備廃棄や景観との調和に関する地域の懸念が顕在化していることなども踏まえ、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等特に配慮するなど、地域と共生する形で立地誘導を図ります。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理

「岩手県国土強靭化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靭化」を推進します。

そのため、ハード対策とソフト施策を効果的に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。特に、災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。

また、農地の良好な管理や森林の整備・保全を通じて、県土保全や水源かん養等の多面的

機能を持続的かつ適切に発揮するとともに、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。

加えて、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。

さらに、宅地、農地、森林等といった土地の用途にかかわらず危険な盛土等を包括的に規制することにより、盛土等の安全性を確保するなど、これらの取組を進めることによって安全・安心な県土利用・管理を実現していきます。

さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理

本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「脱炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に向けて取り組みます。

そのためには、健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要であり、気候変動による影響も考慮しつつ、低未利用土地の自然再生地への転換も含め、ネイチャーポジティブに向けた取組を促進することによって、優れた自然環境の保全・再生と併せて、森、里、まち、川、海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成を図ります。

その際、自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラ⁶や生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR⁷）など、自然を活用した解決策（Nbs⁸）の考え方方に根ざした自然環境が有する多様な機能の活用やSDGs⁹の取組によって、地域の社会課題解決を図っていくことが重要です。

また、地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、地域共生型の再生可能エネルギー導入促進や、バイオマス等の循環利用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。

さらに、自然公園などの自然資源や優れた自然環境等の保全や管理を充実させ、自然資本の持続的な活用や、地方への移住や二地域居住など地域間の交流・対流促進や関係人口を拡大することによって、地域活性化や都市と農山漁村のつながりを強化します。

これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を通じた魅力ある地域づくりや、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を効率的かつ効果的に進めます。

⁶ 社会資本整備、土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める取組。

⁷ Ecosystem-based Disaster Risk Reduction の略。自然災害に対して脆弱な土地の開発や利用を避け灾害への暴露を回避するとともに、防災・減災など生態系が有する多様な機能を活かして社会の脆弱性を低減すること。

⁸ Nature-based Solutions の略。社会、経済、環境課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然又は改変された生態系の保護、保全、回復、持続可能な利用、管理のための行動のこと。

⁹ Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットにおいて加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえ、多様な主体の連携による取組として、地域が主体となって、地域資源を最大限活用しながら、環境・社会・経済課題を同時に解決していくローカルSDGs事業を生み育て続けられる自立した地域をつくり、地域における生態系サービスの維持・向上を図ることが重要です。

エ 県土利用・管理DX

適正な県土利用・管理を推進するに当たっては、人口、高齢化率、農地の耕作者、森林関連情報の管理状況、災害リスク、土地利用状況、交通インフラ整備状況、都市計画情報など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要であり、粗放的な管理や最小限の管理を効率的・効果的に実施するための情報が必要となります。

そこで、県土の現状を正確に把握した上で、県民に広く共有することを基本的な方向とし、自然災害や環境問題への対応、産業・経済の活性化、豊かな暮らしの実現につながる地理空間情報等のデジタルデータ・リモートセンシング等のデジタル技術を徹底的に活用するとともに、県土の状況把握・見える化、まちづくり、農林業等の課題に応じたデジタル技術の開発、実装を推進することにより県土利用・管理の効率化・高度化を図ります。

その際、粗放的な管理や最小限の管理など効率的・効果的な県土管理を実現するため、各主体が所有データを積極的に公開（オープンデータ化）することによって利活用を促進するとともに、行政、民間企業、大学等のデータ利活用者のニーズを反映したデータ連携の仕組みについて、データプラットフォーム等を活用して整備していくことが重要です。

オ 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

人口減少等の進行に伴う土地利用ニーズの低下等を背景とした所有者不明土地や管理不全の土地の増加が懸念されるなか、適正な県土利用・管理を進めるに当たっては、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要です。

そこで、多様な主体が連携した地域の課題解決や相続等により取得した土地を国庫に帰属させる取組のほか、空き地・空き家バンク等の官民連携の取組を推進します。

また、二地域居住者等を含む関係人口の拡大と地域との関わりの深化等を通じて、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用・管理への多様な主体の参加を進めていくことが引き続き重要です。

（4）地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別に捉えるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型として捉えた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。

なお、都市、農山漁村、自然維持地域は互いに独立して存在するものではなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要です。

ア 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会を捉えて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。

このため、土地本来の災害リスクを基礎として、地域の様々な要素を考慮した災害ハザードエリアにおける開発抑制を行い、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導します。

その際、所有者不明土地等の低未利用土地の利用の円滑化や空き家の利活用により土地利用の効率化を図るとともに、所有者不明土地の管理の適正化や、空き家については、今後

大幅に増加する可能性が高いため、発生抑制、適切な管理、除却を進め、周辺地域への悪影響を防ぐことが重要です。

あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を享受することができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。

これらの取組により、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。

また、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先し、地域社会の持続可能性を高める観点にそぐわない場合は、農地や森林等からの転換は抑制します。

都市防災については、密集市街地や地下空間など地震や豪雨等に対して脆弱な場所が依然として存在することから、諸機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に強い都市構造の形成を図ります。

また、被災後、早期に的確な復興まちづくりに着手できるよう、地域人口の将来予測等を踏まえ、平時から事前防災・事前復興の観点からの地域づくりを進めます。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラやEco-DRRとして都市部の緑地を活用します。

さらに、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。

加えて、住宅と農地が混在する地域においては、両者が調和して良好な居住環境と営農環境の形成を進め、多様な役割を果たす都市農地の保全を図るなど、計画的かつ適切な土地利用を図ります。

イ 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源のかん養など都市にとっても重要で様々な機能を有します。

生産と生活の場という観点からは、農林水産物やバイオマス等の再生可能エネルギーなど多様な地域資源を観光・旅行や福祉等の他分野と組み合わせて新たな付加価値等を創出する取組等を通じた雇用促進や所得向上を図ります。

農業にあっては、従事者の減少や高齢化が進行する中にあって、地域農林水産業の核となる経営体の育成が重要であることから、多くの小規模・家族経営を中心とする集落営農組織等の法人化や経営規模の拡大、スマート技術等による生産活動の効率化、就業環境の改善、農地の集積・集約化等による経営基盤の強化などに取り組みます。

また、農林水産業の次代を担う新規就業者の確保・育成や多様な担い手の確保、意欲ある女性農林漁業者が活躍しやすい環境づくりに取り組みます。

さらに、農山漁村の活性化に向け、地域の立地条件を生かした農林漁業の生産振興や農山漁村を支える人材の育成、生産者をはじめ若者・女性といった地域住民など、多様な主体の連携・協働による活力ある農山漁村づくり、多面的機能を有する農地や森林等を保全する地域共同活動を促進するとともに、地域の多彩な農林水産物や食文化等を積極的に活用した農山漁村ビジネスの振興や、グリーン・ツーリズム等による都市と農山漁村の交流人口の回復・拡大の取組を促進します。

林業にあっては、地域の森林経営の中核を担う経営体を育成し、森林を適切に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による活動を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。

さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。

本県には、国の重要文化的景観に選定されている「一関本寺の農村景観」及び「遠野土淵山口集落」や、胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。

また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などでつなぐ「小さな拠点」の形成や、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う「農村型地域運営組織（農村RMO）」の形成を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。

その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進します。

都市、農山漁村、自然維持地域の相互貢献、連携の観点からは、農山漁村と都市との機能分担や地方への移住や二地域居住などを含む共生・対流を促進し、関係人口の創出・拡大や関係の深化を通じて地域の支えとなる人材の裾野を拡大させていくことに加えて、鳥獣の市街地等への出没対策や外来種による生態系等への被害防止なども含め、野生生物の重要な生息・生育環境としても機能している二次的自然環境を適切に維持管理していきます。

また、鳥獣による農作物被害は、営農意欲の減退をもたらし耕作放棄や離農の要因となることから、デジタル技術を活用した鳥獣被害対策などの取組の拡大を図ります。

さらに、森林空間を健康・観光・教育など様々な分野で活用する森林サービス産業等の育成によって山村価値の創造を図ることが重要です。

さらに、里地里山や森林施業地、沿岸の干潟等において、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進するとともに、生態系ネットワークの形成を推進します。

ウ 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域や野生生物の重要な生息・生育地においては、原則として土地の改変を避け、適切な保全・再生を図るとともに、外来種や鳥獣による生態系への被害の防止や、必要かつ効果的な環境保全措置がとれるよう自然環境データの整備等の対策を総合的に進めます。

ネイチャーポジティブの実現に向けて、必要な支援体制の構築をするとともに、広く情報発信し、民間等の自主的な取組を促進します。

また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての適切な利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

(5) 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別に捉えるだけでなく、「地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理」とい

った横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

ア 農地

農地は宅地への転用や荒廃農地の発生等により減少傾向にありますが、食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。

また、良好な管理を継続することにより、県土の保全や生物多様性保全等の農業・農村の有する多面的機能の適切な維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。

その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の基盤整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、農地等の保全管理などの地域の共同活動を支援します。

また、農業上の利用が行われる区域や保全等を進める区域について、地域の農地の利用・保全等を計画的に進め、農地の適切な利用を確保します。

中山間地域などの条件不利地域における荒廃農地の発生防止など、農地の確保と適正利用の強化を図るとともに、荒廃農地発生等の要因となる鳥獣による農作物被害への対策を進めます。

また、農業と他分野の連携による取組等を通じ、複数の地域で支え合い、地域資源の維持や集落機能を補完する体制の構築を図ります。

都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。

さらに、デジタルや新技術活用の観点からは、スマート農業の加速化による生産性の向上を図ります。

農地への再生可能エネルギーの導入に当たっては、国内の農業生産の基盤である優良農地の確保や農村地域の活力の向上に特に配慮します。

イ 森林

森林については、2050年カーボンニュートラルや生物多様性の保全への対応、木材の需給動向を踏まえ、県土の保全、水源かん養、地球温暖化の防止、木材生産、生物多様性の保全等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全を推進します。

その際、森林経営計画や森林経営管理制度等に基づき、森林の経営・管理の集約化を進めるとともに、急な傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。

また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、将来にわたり森林がその多面的機能を発揮できるよう森林資源の循環利用の確立を図ることとし、主伐後の再造林を推進するとともに、花粉症対策として、スギ花粉等の発生の少ない多様で健全な森林への転換を図ります。

都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

特に、カーボンニュートラルの実現に向けた都市部のCO₂排出削減等に貢献していくため、住宅や民間商業施設等における県産木材の利用を促進するとともに、森林由来J-クレジット¹⁰

¹⁰ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

を活用したカーボン・オフセット¹¹の推進を図ります。

さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等については、その適正な保全を図ります。

また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入に当たっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。

特に、近年増加している太陽光発電設備の設置に係る開発については、許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能を確保します。

ウ 原野等

湿原、草原など野生生物の生息・生育地等として貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を図ります。

エ 水面・河川・水路

地域における安全性向上のための河川等の整備と適切な管理、より安定した水供給のための水資源開発、水力電源開発、農業水利施設の整備等に要する用地の確保を図るとともに、予防保全も含めた施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を図ります。

また、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラや Eco-DRR の取組を推進するため、河川の整備に当たっては、河川の土砂供給や栄養塩類の循環、水質汚濁負荷など、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復等を図ります。さらに、自然環境の保全・再生や生態系ネットワークの形成を促進することにより、生物の生息・生育・繁殖環境やまちづくりと連携した地域経済の活性化に資する良好な水辺空間の保全・創出を図ります。また、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善等多様な機能の維持・向上を図ります。

オ 道路

一般道路については、地域間の交流・対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保するため、内陸部と沿岸部とを結ぶ道路の整備等を進め、そのために必要な用地の確保を図ります。また、予防保全型維持管理を推進し、老朽化対策の加速化を図るなど施設の適切な維持管理・更新等を通じた既存用地の持続的な利用を図ります。

整備に当たっては、希少な動植物の保全や自然環境への影響を少なくするための工法を採用するなど自然環境の保全に十分配慮したうえで、道路の安全性、快適性や防災機能の向上を図ることとし、特に市街地においては、道路緑化の推進等により、良好な沿道環境の保全・創造に努めます。

農道及び林道についても、自然環境の保全に十分配慮したうえで、農林業の生産性向上並びに農地及び森林の適正な管理を図るため、必要な用地を確保するとともに、老朽化した施設の再編・強靭化等の取組を通じて既存用地の持続的な利用を図ります。

¹¹ 日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ 等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カ 住宅地

住宅地については、人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図ります。

その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地に居住を誘導し、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、世帯数が計画期間中に減少に転じると見込まれるため、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除却を推進し、農地や森林等からの転換は抑制しつつ、必要な用地を確保します。

また、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮します。

キ 工業用地

ものづくり基盤産業の高度化、自動車関連産業・半導体関連産業等の集積及び地場産業の振興を図るため、環境の保全等に配慮しつつ、県内における企業立地促進の方針等を踏まえた必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壤汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため、有効利用を図ります。さらに、工場内の緑地、水域やビオトープ¹²などが希少な植物や水生生物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進させる仕組みも重要です。

ク その他の宅地

事務所・店舗用地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化等に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地を確保します。

また、大規模集客施設の立地については、都市構造への広域的な影響や中心市街地に与える影響、地域の景観との調和等を踏まえ、郊外への無秩序な拡大を抑制しつつ、地域の判断を反映した適正な場所への立地を確保します。

公共施設については、建替え等の機会を捉え、災害リスクに十分配慮し、中心部等への立地を促進し、災害時の機能を確保できるようにします。その際、市街地においてこれまで蓄積してきた、居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用や中心市街地の空洞化の抑制等の観点から、空き家・空店舗の再生利用や中心市街地への立地を誘導するなど、計画的な整備を行います。

なお、公共施設を新築する際は、地域との共生に配慮しつつ、太陽光発電設備を最大限設置し、再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

ケ その他（公用・公共用施設の用地、低未利用土地等）

以上のほか、文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、太陽光発電設備の設置による再生可能エネルギーの導入拡大を図る際には、県民の生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、地域との共生や環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。

また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮すると

¹² 特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた生物生息空間のこと。

とともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空き店舗等の活用や中心市街地への立地に配慮します。

工場跡地など、都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等として適切に再利用を図るほか、公用施設用地や避難地等の防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

荒廃農地は、再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。

一方で、様々な政策努力を払ってもなお再生困難な荒廃農地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、工業用地としての利用、自然環境の再生など、農地以外への転換を推進します。

また、ゴルフ場やスキー場等の比較的大規模な跡地は、森林への転換を進めるほか、周辺の自然環境や景観等への影響や災害リスク、地形等へ配慮しつつ、有効利用を図ります。その際、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

さらに、被災した土地について、適切に土地利用転換を行うなど、土地の有効利用を図ることが重要です。

コ 沿岸域

本県では、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災津波からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。

その際、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図ります。

また、環境の保全と国民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しており、CO₂吸収源としても期待される藻場等のブルーカーボン生態系¹³など、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観を保全・再生・創出します。

あわせて、漂着ごみ対策、汚濁負荷対策を図り、また漂流・海底ごみ対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

2 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

(1) 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

ア 計画の基準年次は令和5年とし、目標年次は令和17年とします。

イ 県土の利用区分は、農地、森林、宅地等の地目別区分とします。

ウ 県土の利用区分ごとの規模の目標については、将来人口や各種計画等を前提とし、利用区分別の現況と変化についての調査に基づき、利用区分別に必要な土地面積を予測し、土地利用の実態との調整を行い、定めるものとします。

エ 県土の利用の基本構想に基づく令和17年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さ等にかんがみ、弾力的に理解されるべき性格のものです。

¹³ 海洋生態系に取り込まれた炭素であるブルーカーボンを隔離・貯留する、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林等の海洋生態系のこと。

県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位 : km²、 %)

利用区分	令和5年	令和17年	構成比	
			5年	17年
農地	1,471	1,423	9.6	9.3
森林	11,727	11,726	76.7	76.7
原野等	90	90	0.6	0.6
水面・河川・水路	333	333	2.2	2.2
道路	469	482	3.1	3.2
宅地	365	382	2.4	2.5
住宅地	234	239	1.6	1.6
工業用地	20	22	0.1	0.1
その他の宅地	111	121	0.7	0.8
その他	820	839	5.4	5.5
合計	15,275	15,275	100.0	100.0

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

(2) 地域別の概要

地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとします。

また、東日本大震災津波の経験を踏まえ、災害から地域住民を守るため、砂防・急傾斜地崩壊対策、治山対策、津波対策等の防災施設等の計画的な整備を図ります。

地域の区分は、産業の類似性等に着目して、別表に掲げる「県央地域」「県南地域」「沿岸地域」「県北地域」の4地域とし、明確な顔を持った地域として、それぞれの地域の競争力・自立性を高め、地域の経済基盤の確立に向けた取組を進めていきます。

その際、地域住民、N P O、市町村などの参画のもと、地域力を結集して取り組んでいきます。また、各地域間の交流・対流による相乗効果にも留意するとともに、効果が他の地域にも波及するよう努めます。

ア 県央地域

県都盛岡市を中心に高次の都市機能・学術研究機能が集積し、広域交通の利便性が高いことから、本県はもとより北東北3県の産業・経済活動の拠点としての役割を担っています。

そのため、学術研究機能の集積を生かしたI T産業、ものづくり産業の創出のため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進するほか、北東北の物流を支える拠点の整備に向けて関係機関と連携して取り組みます。

農業にあっては、経営規模の拡大、労働生産性の向上及び農畜産物の高付加価値化等により所得の向上を図るとともに、働きやすい環境づくりを推進し、若者の就農機会の拡大や女性の積極的な経営参画を促進します。

また、省力・高品質生産を実現するスマート農業やデータ駆動型農業、経営改善につなが

る国際水準G A Pの実施を推進するとともに、生産基盤の維持・保全、スマート農業に対応可能な場整備を計画的に推進することにより、持続可能な農業生産活動を推進し、安全安心で競争力のある産地づくりを進めることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあっては、県内最大の木材消費地でもあることから、地域材の利用拡大や計画的な「森林の若返り」に向けて、低コスト造林の促進、林内路網の整備、担い手の育成、地域ブランド材の活用などにより、森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。

高次都市機能の充実やユニバーサルデザイン・景観に配慮したまちづくりを推進するとともに、汚水処理施設等の整備により、快適な都市環境、生活環境の形成を図ります。

また、十和田八幡平国立公園などの豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

イ 県南地域

本県で最も工業集積が進んでいるとともに県内有数の農業地帯となっています。また、平泉の文化遺産などの観光資源にも恵まれています。

本地域では、本県最大の工業集積を世界的視野で進めるため、需要に応じて自動車・半導体関連産業等の産業立地基盤の整備を促進します。あわせて、産業振興を支援するため、内陸の工業団地と港湾を結ぶ道路等の整備を推進します。

農業にあっては、企業的経営体を中心となった効率的な生産やブランド力強化の取組の促進により、収益性の高い産地形成を進めるとともに、農村への多様なニーズに対応しながら、活力ある地域づくりを進めることにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあっては、中核的な林業経営体の育成や路網の整備などを通じて、生産性の高い素材生産を促進するとともに、森林病害虫等の対策を講じながら、計画的な造林など適切な森林施業を実施することにより、森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。

また、平泉の文化遺産や栗駒国定公園、早池峰国定公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境については、適正に保全します。

ウ 沿岸地域

東日本大震災津波からの復興に取り組む沿岸地域には、わが国を代表する海岸美を誇る三陸復興国立公園をはじめとした、豊かな自然環境や漁業資源に恵まれています。また、近年、電子部品製造関連産業の立地集積が進んでいます。一方、地域の約9割が森林であり、団地を形成する広がりのある農地が限られているため、農業依存度が相対的に低くなっています。また、生産条件が不利な農地が多く、担い手農家への農地の利用集積が進んでいないことなどから農地の減少が大きくなっています。

そのため、農業にあっては、地域農業をけん引する経営体や再生農地における営農組織の育成、新規就農者の確保などに取り組みます。

また、食料安全保障に対する意識の高まりや資材・飼料等の価格高騰による経営への影響を踏まえ、園芸産地の振興や高品質な畜産物の安定生産・供給に向けた取組を進めるとともに、鳥獣被害防止対策を強化し、地域特性を生かした農畜産物の産地力の向上を推進することにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあっては、県内屈指の大型木材加工工場が立地していることから、中核的な林業経営体の育成や、素材生産者・加工業者・工務店等の連携による木材安定供給体制の整備を図るとともに、乾しいたけ・林間ワサビなどの地域ブランド化を通じた林業の振興により、森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあっては、精密機械関連産業のさらなる集積を進めるとともに、港湾活用型産業や自動車関連産業の誘致等の県南地域からの二次展開の誘導によるものづくり産業の集積の

ため、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

また、橋野鉄鉱山や三陸復興国立公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

工 県北地域

冷涼な気候を生かした農林水産物が生産されているほか、漆などの特産品があります。また、平庭高原などの豊かな自然環境にも恵まれ、特色ある農山漁村文化が形成されています。

農業にあっては、経営感覚に優れた経営体の確保・育成に向け、地域農業の中心となる経営体の経営力の向上や経営基盤の強化を促進するとともに、次代を担う新規就農者の定着に向けた支援に取り組みます。

また、収益性が高く持続可能な農業を実現するため、革新的な技術の導入や特色ある農畜産物のブランド化の促進などに取り組むことにより、農地の適切な利用と確保を図ります。

林業にあっては、中核的な林業経営体による適切な森林整備や多様な需要へ対応できる木材生産体制の整備を促進するとともに、木炭の生産体制強化、乾しいたけの販売促進、質の高い漆資源確保などを通じた林業の振興により森林資源の循環利用と健全な森林の維持・保全を促進します。

工業にあっては、産業支援機関との連携による企業支援や、港湾等の地域特性を生かした企業誘致活動により、ものづくり産業の集積を促進し、需要に応じた産業立地基盤の整備を促進します。

さらに、歴史的・経済的に深いつながりのある八戸圏域との広域的な交流・連携を通じて、地域経済の活性化を図ります。

また、御所野遺跡や久慈平庭県立自然公園などの優れた歴史的・文化的遺産や豊かな自然環境に恵まれていることから、それらを適正に保全します。

なお、地域別の利用区分ごとの規模の目標は次表のとおりです。

地域別の利用区分ごとの規模の目標

(単位 : km²、 %)

利用区分	県央地域				県南地域				沿岸地域				県北地域			
	令和 5年	令和 17年	構成比		令和 5年	令和 17年	構成比		令和 5年	令和 17年	構成比		令和 5年	令和 17年	構成比	
			5年	17年												
農地	431	417	11.8	11.4	779	754	14.8	14.3	84	81	2.0	1.9	177	171	8.1	7.9
森林	2,715	2,715	74.6	74.6	3,541	3,541	67.4	67.4	3,764	3,763	89.7	89.7	1,707	1,707	78.4	78.4
原野等	20	20	0.6	0.6	10	10	0.2	0.2	51	51	1.2	1.2	9	9	0.4	0.4
水面・河川・水路	92	92	2.5	2.5	175	175	3.3	3.3	31	31	0.7	0.7	35	35	1.6	1.6
道路	114	116	3.1	3.2	229	235	4.4	4.5	69	72	1.6	1.7	58	60	2.7	2.7
宅地	102	108	2.8	2.9	166	174	3.2	3.3	53	54	1.2	1.2	44	45	2.0	2.1
住宅地	65	68	1.8	1.8	110	114	2.1	2.2	31	29	0.7	0.7	28	27	1.3	1.2
工業用地	4	4	0.1	0.1	12	14	0.3	0.3	3	3	0.1	0.1	1	1	0.1	0.1
その他の宅地	33	36	0.9	1.0	44	46	0.8	0.9	19	22	0.4	0.5	15	17	0.7	0.8
その他	168	174	4.6	4.8	355	366	6.7	7.0	149	149	3.6	3.6	147	150	6.8	6.9
合計	3,642	3,642	100.0	100.0	5,255	5,255	100.0	100.0	4,201	4,201	100.0	100.0	2,177	2,177	100.0	100.0

(注) 1 道路は、一般道路、農道及び林道である。

2 各利用区分の構成比は、四捨五入の関係で各々の内訳の構成比の合計と合わない箇所がある。

3 2に掲げる事項を達成するための必要な措置の概要

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。

そのために、まずは、土地の所有者が、良好な土地管理と有効な土地利用に努める必要があります。そして、国、岩手県及び市町村は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

なお、本計画は、公的主体に加え、地域住民や民間企業、N P O、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されるものであり、以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参加と、各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

(1) 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、国土利用計画全国計画、同岩手県計画、同市町村計画など、土地利用に関する計画による土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。

特に、岩手県土地利用基本計画においては、県は地域が主体となった土地利用を推進するため基礎自治体である市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえ、地方公共団体など、関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

(2) 土地の有効利用・転換の適正化

ア 市街地における土地の有効活用

居住環境の整備を推進するとともに、需要に応じた適正規模の宅地の供給を促進します。

その際、市街地における所有者不明土地等の低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等を有効利用しつつ、中心市街地への居住の促進やニュータウンの再生を図ります。特に、空き家等については、立地や管理状況の良好な空き家については、多様な利活用を推進する一方、所有者等による適切な管理の促進、空き家の発生抑制、除却等を推進します。

また、所有者不明土地については、その発生予防と利用の円滑化を促進するとともに、周辺の地域における災害等の発生防止に向けた管理の適正化を進めます。

イ 道路空間の有効利用等

公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより、道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による、良好な道路景観の形成を図ります。

ウ 工業用地の活用

高度情報通信等のインフラの戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、地域社会との調和及び公害防止の充実を図ります。

また、既存の工業団地のうち未分譲のものや工場跡地等の有効利用を促進するため、ホームページへの掲載等を通じた情報発信を行います。

エ 土地利用の転換

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。

また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。

特に、人口減少下にも関わらず農地や森林等から宅地等への転換が依然として続いている一方、都市の低未利用土地や空き家等が増加していることにかんがみ、これらの有効活用等を通じて、農地や森林等からの転換を抑制します。

また、水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を保全・活用するなど、安全・安心の観点から、農地や森林等の有効利用を促進します。

オ 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保や農業経営の安定を考慮するとともに、景観及び自然環境等に及ぼす影響に留意し、計画的な調整の下に無秩序な転用を抑制し、優良農地が確保されるよう十分考慮します。

カ 森林・原野の土地利用転換

森林の利用転換を行う場合には、森林の合理的・計画的な維持保全と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化など公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。

また、原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図ります。

キ 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。

また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえるとともに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合を図ります。

ク 混在化や無秩序な利用が進行する地域の土地利用転換

都市周辺における、農地等と宅地等が無秩序に混在する地域又は混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図ります。

また、多様な用途が許容されている準工業地域や用途地域が指定されていない白地地域など、無秩序な施設立地等の問題が生じている地域では、施設立地の抑制などにより、適正な土地利用の規制・誘導を促進し、地域の実情に応じた計画的な土地利用の実現を図ります。

ケ 地域創生の観点からの土地利用

地域創生の観点から、交通利便性の向上等の地域産業の立地適性の状況変化等を踏まえ、地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換など、関連する制度の弾力的な活用や必要な見直しを通じて、地域の合意形成に基づき、積極的な土地利用の最適化を推進します。

(3) 県土の保全と安全性の確保

ア 自然災害への対応

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、東日本大震災津波の経験を

踏まえ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全・防災施設や災害に強い道路の整備と維持管理を着実に進めます。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、以下のような取組を推進します。

- ・ 災害リスクの高い地域の把握、公表の積極的な実施
- ・ 土地本来の災害リスクや地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への立地による誘導
- ・ 関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定の促進
- ・ 主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等の推進

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的かつ有効な利用、水インフラ（河川管理施設、水力発電施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。

イ 自然生態系の活用等による県土保全と安全性の確保

森林の有する多面的機能の維持・向上を適切に図り、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な配備及び保全管理を行います。

ウ ライフライン等の安全性の強化

県土の安全性を高めるため、以下のような取組を推進します。

- ・ 代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等の推進
- ・ 基幹的交通、エネルギー供給、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等のライフラインの多重性・代替性等の確保
- ・ 内陸部と沿岸部の連携の強化

エ 都市における安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、以下のような防災・減災の取組を推進します。

- ・ 地下空間に対する河川や内水の氾濫防止対策
- ・ 津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備
- ・ 公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備
- ・ 住宅・建築物の耐震化、道路における無電柱化

(4) 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

ア 優れた自然環境や自然景観の保全

高い価値を有する原生的な自然については、一定の行為を厳格に規制することや保全活動等により厳正な保全を図ります。

野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、一定の行為を規制することや保全活動等により適正な保全を図ります。また、農林業による土地利用が行われている地域等の二次的自然については、適切な農林水産業、民間・N P O等による保全活動の促進や生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じて自然環境の維持・形成を図ります。

自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。

イ 希少野生生物に配慮した土地利用の推進

イヌワシ等の希少な野生動植物については、その生息・生育状況の調査を行うとともに、生息・生育地の適正な維持・改善を図ります。加えて、原生的な自然環境だけでなく、農地、荒廃農地等においても希少種等の野生生物に配慮した土地利用を推進するとともに、工場緑地等により生物多様性の保全が図られている区域の認定等の運用・改善を検討します。

ウ 生態系ネットワークの形成

森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成の観点からは、流域レベルや地域レベルなど空間的なつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。また、生物多様性に関する新たな知見等を踏まえて、人口減少に伴い利用されなくなった土地等についても自然再生等により活用します。

エ 自然環境や生物多様性に関する調査・研究

自然環境及び生物多様性に関しては、気候変動による影響を念頭に保全を進めるため、生態系や種の分布等の変化の状況をより的確に把握するためのモニタリングや、国民の生命や生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスへの影響を把握するための調査・研究を推進します。

オ 自然生態系を活用した防災・減災対策の推進

水害被害の軽減など多様な機能を発揮するグリーンインフラや Eco-DRR として都市部の緑地を活用するなど、広域的な生態系ネットワークの形成に貢献する自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

カ 自然資源を活かした地域活性化・環境保全

優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、地域文化、歴史的・文化的遺産は、観光資源として極めて高い価値を有していることから、上質なツーリズムにより誘客を促進し、地域活性化を図ることで、自然環境の保全へ再投資される保護と利用の好循環を実現します。

とりわけ、エコツーリズムの推進や伝統・文化等の活用等により、観光をはじめとした地域価値の向上を図ります。

加えて、多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備により、国内外の観光客の増加を図ります。

キ 野生鳥獣や侵略的外来種による被害防止

鳥獣による被害防止のため、鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進します。また、侵略的外来種の定着、拡大を防ぐため、防除等の戦略の検討を進めつつ、完全排除を基本として、防除手法などの開発に努めます。

ク 脱炭素社会の構築

県民、事業者、行政それぞれの役割分担と連携のもとに地域におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、以下のような取組を実施し、災害に強く持続可能な「脱炭素社会」の構築を目指した土地利用を図ります。

- ・ 地域共生型の風力、太陽光、バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入
- ・ 都市における緑地・水面等の効率的な配置
- ・ 公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築
- ・ 鉄道、船舶、自動車等を適切に組み合わせた低炭素型物流体系の形成

特に、二酸化炭素の吸収源となる森林については、その吸収能力を十分に発揮できるよう、積極的な間伐や人工林伐採跡地の更新を実施するとともに、通常の伐採林齢より高齢級で伐採する長伐期施業や林齢・樹種の異なる樹木で構成される複層林施業等を展開するなど、多様な森林の整備・育成を図ります。また、木材の利用拡大や長期間の利用により、炭素固定の増加を図ります。

あわせて、都市の緑や里山林等の身近な緑の適切な保全・整備を図ります。

ヶ 県民の健康保護と生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。

住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。

コ 循環型社会の形成

循環型社会の形成に向けた次のような施策を講じるため、必要な用地の確保を図ります。

- ・ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）に、再生可能な資源への置き換え（リニューアブル）を加えた、3 R +Renewableの一層の促進
- ・ 発生した廃棄物の適正な処理を行うための広域的・総合的なシステムの形成
また、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と適切かつ迅速な原状回復に努めます。

サ 環境保全型農業の推進

環境と調和した農業を推進するため、次のような施策を総合的・計画的に推進し、安全・安心な農作物を供給するとともに、自然循環機能を維持・増進する農用地の形成を推進します。

- ・ 環境への負荷を低減する生産技術の導入促進
- ・ 環境保全や農産物の品質向上等の取組を改善するための生産工程管理手法（県版G A P やJ G A P等）の普及・定着

シ 総合的な土砂管理の推進

海岸の保全を図るため、海岸侵食対策や下流への土砂供給など山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理の取組の推進等を通じて、土砂の移動等により形成される美しい山河や白砂青松の海岸の保全・再生を図ります。加えて、土砂採取に当たっては、環境・景観保全や経済社会活動等に配慮しつつ適切に行います。

ス 良好的な景観形成等の推進

歴史的・文化的な建築物や美しく魅力ある街並みを後世に継承するため、景観計画や景観条例等によるルールづくりなど、地域が一体となった取組を推進します。

都市においては、美しく良好な街並み景観や緑地・水辺景観の形成を促進します。

農山漁村においては、里地・里山等の美しい農山漁村景観の維持・形成を促進します。また、不利な耕作条件等による荒廃農地の拡大及び景観荒廃を防ぐため、美しい景観を保全しながら農業を継続していくための農業基盤整備を進めます。

セ 環境影響評価等による環境の保全

良好な環境を保全するため、再生可能エネルギーの導入などの大規模な事業の実施に当たっては、環境に配慮した事業となるよう環境影響評価手続を実施します。

公共事業については、事業の検討段階において、その特性を踏まえた環境的側面の検討を行います。また、復興事業の進捗の過程における周辺環境の状況について、モニタリングを行なながら、自然環境の保全に取り組んでいきます。

(5) 持続可能な県土管理

ア 環境負荷が少なく安全で暮らしやすいまちの形成

環境負荷が少なく歩いて暮らせるまちづくりを進めるため、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の中心市街地への誘導等を推進します。

また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、地域の関係者の連携・協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークを構築します。

さらに、郊外住宅地や周辺集落を含む日常生活を営む身近なエリアにも、必要な機能が確保された地域生活拠点の形成を推進します。

イ 農地の多面的機能の発揮

食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保するとともに県土の保全等の多面的機能を適切に発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と農業生産の効率化等に取り組みます。そのため、地域の合意に基づき、農地の大区画化や水田の畑地化・汎用化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化を推進するとともに、地域協働による農地等の管理を支援します。

さらに、農業の雇用促進・所得向上を図るため、6次産業化、農泊、農福連携等の多様な地域資源を他分野と組み合わせて活用する取組を支援します。

荒廃農地は、農業生産力の維持強化のみならず、県土の有効利用及び環境の保全の観点から、農業上重要な地域を中心にその解消と発生防止を推進します。

そのため、荒廃農地の実態を把握の上、地域の実情に応じて、営農再開、保全管理、非農業的利用等の解消法別に分類し、次のような取組を支援します。

○ 営農再開（基盤整備による営農再開含む）

- ・ 認定農業者等担い手や集落営農組織等の育成支援と利用集積の促進
- ・ 企業等の参入の促進
- ・ 未整備農地の関連事業による条件整備等の促進
- ・ 放牧や自給飼料生産への転換など畜産的な活用の促進

○ 保全管理

- ・ 集落等を中心とした協働の取組による農地、農業用水や農村環境の保全
- ・ 中山間地域における農業生産活動を通じた発生防止
- ・ 市民農園や滞在型農園の整備等の支援

○ 非農業的利用

- ・ 森林として管理する場合の人工造林等を支援

なお、農地から宅地へと転換された後に低・未利用地となった土地については、新たな土地需要がある場合には、県土の有効利用の観点から優先的に再利用を図るなど、地域の実情を踏まえた計画的かつ適正な活用を促進します。

ウ 森林の有する多面的機能の発揮

森林の有する多面的機能の持続的かつ適切な発揮のため、鳥獣被害対策、病虫害対策、路網整備、森林境界の明確化等も進めながら、林業に適している人工林においては、再造林、間伐等の森林整備を推進するとともに、その他の森林については、自然条件等に応じて針広

混交林化を図る等、森林資源の適正な利用・管理を進めます。

また、森林整備の担い手である林業就業者の確保・育成に取り組むとともに、地域の森林整備の主体となる中核的な林業経営体等を育成します。

工 水環境・水循環の保全

健全な水循環の維持又は回復のため、次のような取組を実施します。

- ・ 関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理
- ・ 貯留・かん養機能の維持及び向上
- ・ 安定した水供給・排水の確保
- ・ 持続可能な地下水の保全と利用の促進
- ・ 生物の多様な生息・生育環境としての機能の発揮のために必要な水量・水質の確保、水辺空間の保全

また、本県の豊かな水と緑を次世代に引き継ぐため、森・川・海とつながる流域全体における施策を総合的かつ計画的に推進することとし、県内の全流域において策定した流域基本計画に基づき、地域住民や関係団体との連携と協力のもとに保全活動に取り組みます。

閉鎖性水域に流入する流域において、水質保全に資するよう、生活排水や工場・事業場排水等の点源負荷及び市街地、農地等からの面源負荷の削減対策や適切な栄養塩類濃度を維持する管理など、総合的な水質改善対策を推進し、健全な水循環の構築を図ります。

(6) 多様な主体による県土利用・管理の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理、国や都道府県、市町村による公的な役割に加え、県民、N P O、関係団体、事業者等の多様な主体による、森林づくり活動、河川・湖沼環境の保全活動、農地の保全管理活動などの直接的な参画を促進するとともに、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付などの間接的な県土管理につながる取組などを通じて、県土の有効利用を推進します。

(7) 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等の基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用及び調査結果の普及・啓発を図ります。

特に、地籍整備の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発、県土の基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要です。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

(8) 計画の効果的な推進

計画の推進等に当たっては、各種の指標等を活用し、県土利用・管理をとりまく状況や変化及びこれらの分析を通じて計画推進上の課題を把握し、計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

別表

地域区分	構成市町村
県央地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、零石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村
県北地域	久慈市、二戸市、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町